

神戸市告示第 488 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 6 条第 4 項の規定に基づき、要措置区域の指定を、次のとおり解除する。

令和 8 年 2 月 6 日

神戸市長 久 元 喜 造

1 指定を解除する要措置区域

東灘区住吉東町 4 丁目 1 番の一部（別図のとおり）

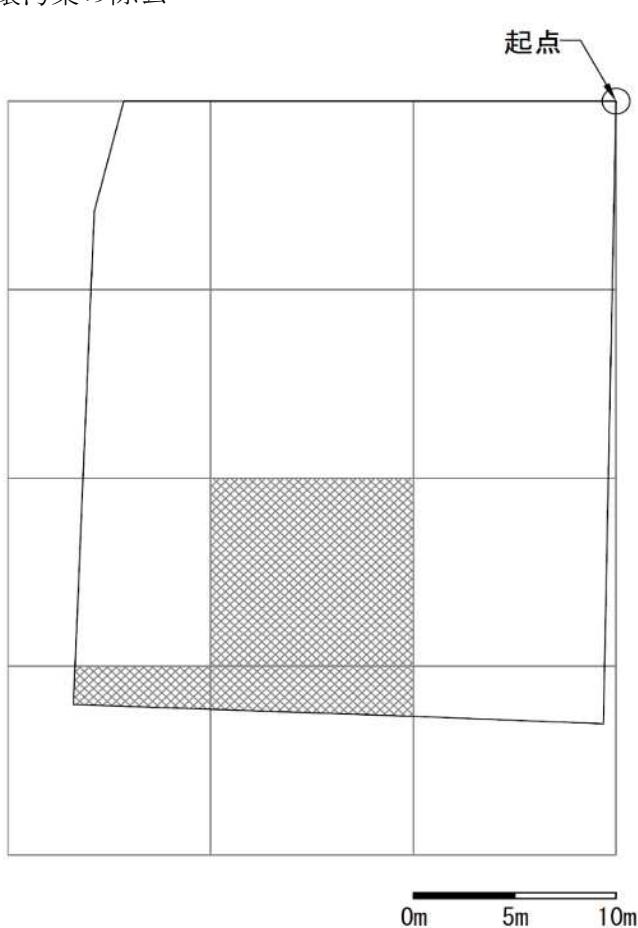
2 特定有害物質の名称

テトラクロロエチレン

3 当該区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去

別図



＜起点＞

起点は兵庫県神戸市東灘区住吉東町四丁目 1 番北東端にあるアルミ製の境界プレート

＜格子の回転角度＞

77° 40' 35"

起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して 10m 間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として座標北から時計回りに回転させた角度を示す。

【凡 例】

□ 敷地境界線

□ 単位区画

▨ 要措置区域の指定を解除する区画